



「和歌山梅酒」が酒類の地理的表示（GI）の指定を受けました！

「和歌山梅酒」が、酒類の地理的表示（GI : Geographical Indication）の指定を受けました。酒類の地理的表示は国税庁長官が指定するもので、この指定は全国13例目であり、和歌山県内では初めての指定です。またリキュールでは全国初の指定となります。

今後は、和歌山県とGI和歌山梅酒管理委員会とが一体となって大阪国税局や関係事業者とともに、関連イベントなどを活用し、和歌山梅酒の魅力を全国に、そして世界に発信していきます。

1. 登録商品について

- (1) GI の名称：和歌山梅酒
- (2) 産地の範囲：和歌山県
- (3) 和歌山梅酒の主な生産基準

- ・梅の実には県内で収穫された新鮮な青梅又は完熟梅のみを用いたものであること
- ・アルコールは10.0%以上35.0%未満であること
- ・酒類及び梅の実以外の原料は、梅の果肉、梅の果汁、糖類、含糖質物及び炭酸であること
- ・梅の実は浸漬する酒類1KL当たり300KG以上使用すること
- ・梅の実の酒類への浸漬、酒造工程時の貯蔵、容器への詰込は和歌山県内で行うこと など

- (4) 管理機関：G I 和歌山梅酒管理委員会【設立日：令和2年8月26日、会員数：29事業者】
 - ・会長：中野 幸生（中野B C株）
 - ・副会長：山本 文男（平和酒造株）、中田 吉昭（中田食品株）、北村 泰之（株）梅一番井口）

2. 今後の活動予定

【和歌山県】

- ・首都圏百貨店等でのG I 和歌山梅酒フェアの開催
- ・「ふるさと和歌山わいわい市場」G I 和歌山梅酒特設コーナー設置
- ・和歌山県梅酒マッピング図の改訂

【G I 和歌山梅酒管理委員会】

- ・官能評価や書類確認等による適切な品質管理
- ・G I 和歌山梅酒ポスター・チラシの制作
- ・SNS等を活用したG I 和歌山梅酒の魅力発信
- ・G I 和歌山梅酒お披露目イベント（大阪国税局タイアップイベント）

《参考：地理的表示（GI）について》

地域で長年育まれた伝統と特性を有し、その品質等の特性が生産地と結びついている農林水産物や食品の名称を、知的財産として保護するものです。GIマークを表示することでブランド価値が高まり、今後、海外でのブランド保護に向けても大変有効となります。

※酒類の地理的表示の指定状況【全国：13品目】

- ・リキュール（和歌山梅酒）
- ・日本酒（日本酒、山形、白山、灘五郷、はりま、三重）
- ・本格焼酎・泡盛（壱岐、球磨、薩摩、琉球）
- ・日本ワイン（北海道、山梨）

